

# 鳥取縣公報

第 千 六 十 號

昭和十四年九月一日

金曜日

本書ノ大キサ國定規格A5判

## 縣 令

◆鳥取縣令第二十二號  
 昭和十四年六月二十日鳥取縣令第十五號警防團令施行細則第三號樣式左ノ通定メ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十四年九月一日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

甲 種 警 防 團 員 服 制

品 種 區 分	圓	長	副團長	分團長	部 長	班 長	警 防 員	形 狀
地 質	黑	色	絨	同	上	同	上	同

衣		帽				
製式	地質	製式	頭紐	眼底	徽章	
襟立折襟ホツクニツ止 前面釦ハ徑二〇耗ノ金 色警防團徽章一例五箇 トス 物入左右胸及腰部ニ各 一箇ヲ附ス胸ハ髀附外 物入腰ハ内物入ニシテ 何レモ蓋附トシ胸部ニ ハ金色金屬徑十四耗ノ 留釦ヲ附ス	濃茶褐絨 但シ折襟部黒色ノ絨ト ス	軟製トス 兩側ニ通氣孔各三個ヲ 附ス	幅一〇耗ノ黒革又ハ黒 色絨トシ兩端ハ滑ノ兩 側ニ於テ徑一〇耗ノ金 色警防團徽章各一個ヲ 以テ留ム	黒 色 絨	黃絨又ハ金色金屬徑 二〇耗ノ警防團徽章	
同	同	同	同	同	同	
上	上	上	上	上	上	
同	同	同	同	同	同	
上	上	上	上	上	上	
同	同	同	同	同	同	
上	上	上	上	上	上	
同	同	同	同	同	同	
上	上	上	上	上	上	
同	同	同	同	同	同	
上	上	上	上	上	同	
同	同	同	同	同	同	
上	上	上	上	上	同	
同	同	同	同	同	同	
上	上	上	上	上	同	
同	同	同	同	同	同	
上	上	上	上	上	同	

帶	袖章	襟章
五五前金ヲ 附具中央ニ ス	黒革又ハ黒絨ヲ以テラズ ツクヲ被覆セルモノ幅 五五トス 金ハ金色金屬徑五 五中央ニ警防團徽章 ヲ附ス	左右襟章ハ長サ四〇耗 幅二五耗ノ黒色絨台下 部ニ幅四耗ノ金色平織 線二條ヲ施コシ上部ニ 徑一〇耗ノ金色警防團 徽章三箇ヲ附ス
同	幅一五耗 ノ縹線二 條ニ幅五 耗ノモノ 一條ヲ纏 フ	國徽章二 箇ヲ附ス 餘ハ同上
同	幅一五耗 ノ縹線 二條ヲ纏 フ	下部ニ幅 四耗ノ銀 色平織線 一條ヲ施 コシ上部 ニ徑一〇 耗ノ銀色 警防團徽 章三箇ヲ 附ス 餘ハ同上
同	幅一五耗 ノ縹線 一條ヲ纏 フ	銀色警防 團徽章一 箇ヲ附ス 餘ハ同上
同	幅五耗ノ 縹線二 條ヲ纏 フ	銀色警防 團徽章一 箇ヲ附ス 餘ハ同上
同	幅五耗ノ 縹線一 條ヲ纏 フ	銀色平織 線ヲ附セ ズ徑一五 耗ノ銀色 警防團徽 章一箇ヲ 附ス 餘ハ同上
同	同	圖ノ如 シ

品種區分	靴		卷脚絆		袴	
	製式	地質	製式	地質	製式	地質
乙種	短靴	黑色革	普通ノモノ	黑色絨又ハ黒松織組	長袴ノ式トシ兩腿部ニ物入各一個ヲ附ス	濃茶褐絨
	同上	同上	同上	同上	同上	同上
	同上	同上	同上	同上	同上	同上
	同上	同上	同上	同上	同上	同上
	同上	同上	同上	同上	同上	同上
	同上	同上	同上	同上	同上	同上
	同上	同上	同上	同上	同上	同上
	同上	同上	同上	同上	同上	同上
	同上	同上	同上	同上	同上	同上
	同上	同上	同上	同上	同上	同上

備考

一 本表中絨ヲ用フルモノニ付テハ同色ノ綿「スフ」其ノ他絨類似品ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得  
 二 本表中金(銀)色金屬又ハ革ヲ用フルモノニ付テハ同色ノ類似品ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

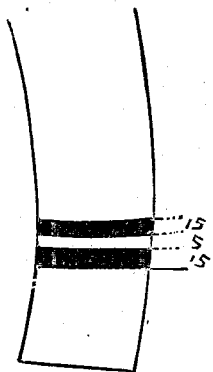
式	製	帽		
		地質	製式	地質
單衣トシ寸法ハ概ネ左記ニ依リ 行丈 約六〇〇 袖口丈 約三九〇 肩幅 約三三〇 前後幅 約二二〇 襟幅 約二〇〇 肩 約一七〇 ニ跨ラ中心トシテ前後 端ニ達スル幅約八寸 ノ赤平線一ノ赤ニ		甲種 甲種 甲種 甲種 甲種 甲種 甲種 甲種 甲種 甲種 甲種 甲種	甲種 甲種 甲種 甲種 甲種 甲種 甲種 甲種 甲種 甲種 甲種 甲種	甲種 甲種 甲種 甲種 甲種 甲種 甲種 甲種 甲種 甲種 甲種 甲種
同上		同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同
心ト前中 後ト前中 後ト前中 後ト前中 後ト前中 後ト前中 後ト前中 後ト前中 後ト前中 後ト前中 後ト前中 後ト前中	肩ト前中 心ト前中 後ト前中 後ト前中 後ト前中 後ト前中 後ト前中 後ト前中 後ト前中 後ト前中 後ト前中 後ト前中	同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同
同上		同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同
同上		同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同
同上		同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同
同上		同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同
同上		同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同
同上		同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同
同上		同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同	同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

シ圖ノ如

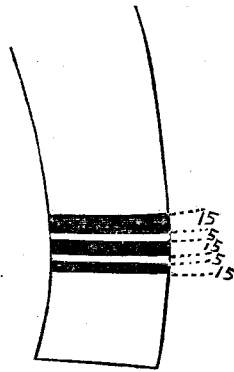


袖章

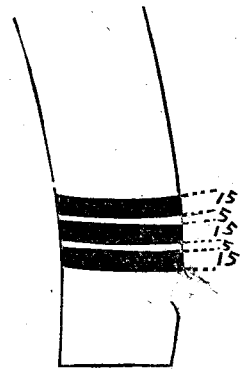
分團長



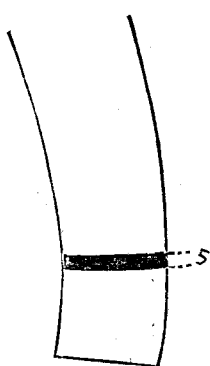
副團長



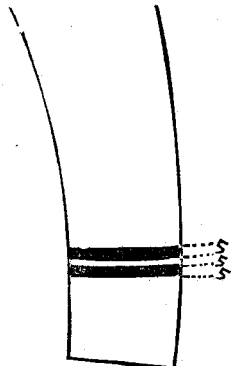
團長



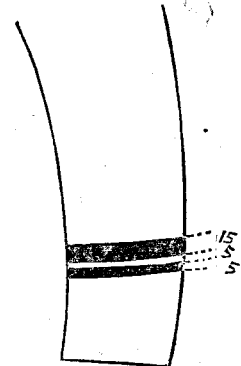
警防員



班長

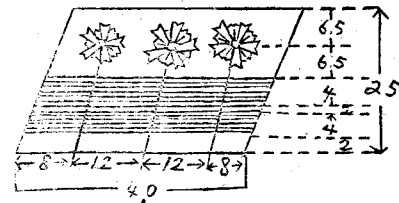


部長

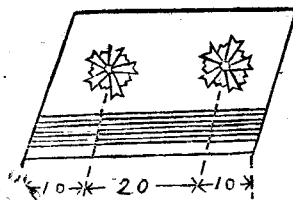


襟章

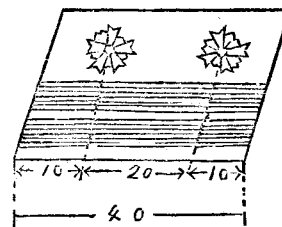
團長



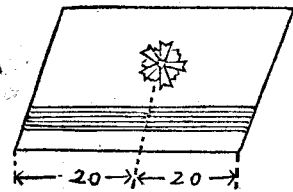
部長



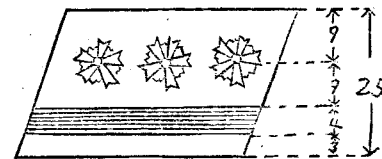
副團長



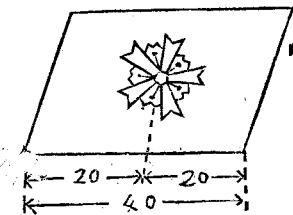
班長



分團長

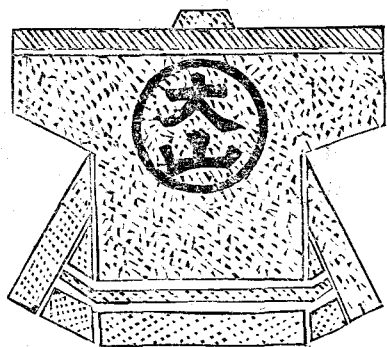


警防員

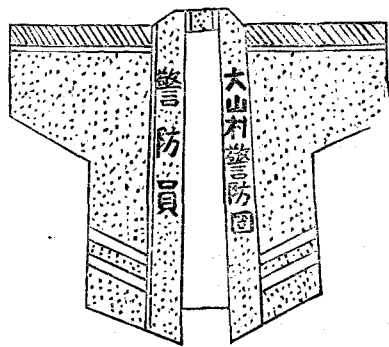


被式 法製

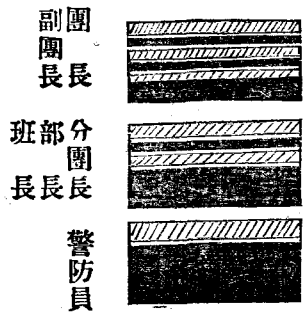
面後



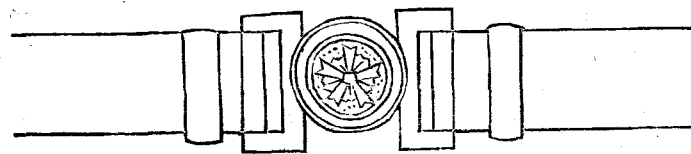
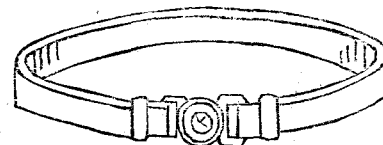
面前



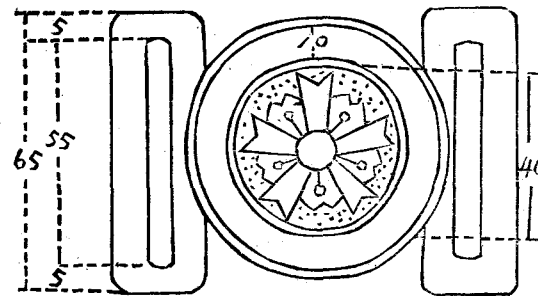
章袖背



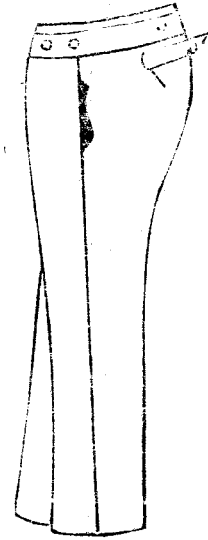
帶



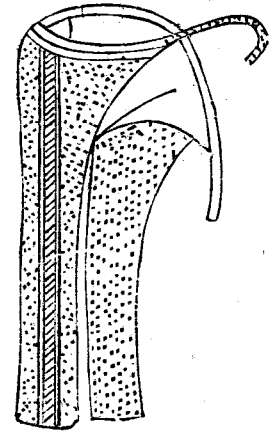
具金前



袴



引股



掛腹



告示

◆鳥取縣告示第五百五十二號  
左記ノ通養蠶實行組合設立ノ件認可セリ  
昭和十四年九月一日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

養蠶實行組合名	地 區	事務所ノ所在地	認可年月日
---------	-----	---------	-------

巖 村 一 圓	西 伯 郡 巖 村 大字 蚊 屋 百 番 地	昭 和 十 四 年 九 月 一 日	八 月 二 十 六 日 年
---------	------------------------	-------------------	---------------

◆鳥取縣告示第五百五十三號  
左記ノ通り農事實行組合設立ノ届出アリタリ  
昭和十四年九月一日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

名 稱	事務所ノ所在地	設立年月日
-----	---------	-------

上列所農事實行組合	東 伯 郡 赤 碓 町	昭和十四年五月十三日
-----------	-------------	------------

中田農事實行組合	八頭郡智頭町	昭和十四年五月一日
倭農事實行組合	西伯郡大國村	昭和十四年五月一日
井津農事實行組合	氣高郡湖山村	昭和十四年五月十七日
坂井農事實行組合	日野郡根雨町	昭和十四年五月二十七日
多里第一農事實行組合	日野郡多里村	昭和十四年六月二十日
多里第二農事實行組合	日野郡多里村	昭和十四年六月二十日
多里第五農事實行組合	日野郡多里日	昭和十四年六月二十日
板井農事實行組合	八頭郡智頭町	昭和十四年五月二十六日
市瀬農事實行組合	八頭郡智頭町	昭和十四年五月二十六日

中島農事實行組合	八頭郡智頭町	昭和十四年五月二十六日
湯屋農事實行組合	八頭郡智頭町	昭和十四年五月二十六日
上町農事實行組合	八頭郡智頭町	昭和十四年五月二十六日
米井農事實行組合	八頭郡智頭町	昭和十四年五月二十六日
沖代農事實行組合	八頭郡智頭町	昭和十四年五月二十六日
地藏農事實行組合	東伯郡赤碕町	昭和十四年七月二十日
鳥城農事實行組合	八頭郡智頭町	昭和十四年六月五日
松谷農事實行組合	東伯郡赤碕町	昭和十四年八月一日

鳥取取告示第五百五十四號

市街地建築物法施行細則第二十五條ニ依リ左ノ通り假設建築物建築ノ件許可セリ



昭和十四年九月一日

鳥取縣知事

副

見

喬

雄

一 建築主ノ住所氏名

鳥取市吉方百八拾七番地

須藤 幾藏

一 建築物ノ所在地

鳥取市西町百參拾七番地

一 用途

住宅

一 構造

木造瓦葺 二階建

一 建築物ノ面積

建築面積 五二、三一六 平方米

突出セル部分 二、〇〇〇 平方米

一 命令事項

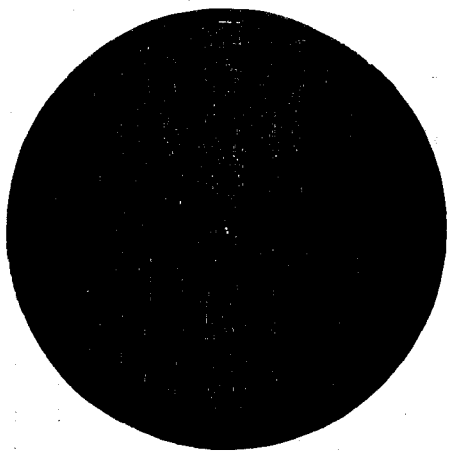
一 本建築物ノ存續期間ハ都市計劃事業實施迄トス

一 前項ノ存續期間滿了ノ時ハ都市計劃事業實施者ノ指定スル期日內ニ無償ニテ本建築物ヲ除却スベシ

一 本建築物ヲ他人へ讓渡シタル場合ハ十日以内ニ届出ズベシ

一 知事必要アリト認ムルトキハ本命令書ノ條項ヲ増減又ハ變更スルコトアルベシ

# 事 變 特 報



彙

報

第十九號

舉國一致

盡忠報國

堅忍持久

目次

- 國家總動員法に就て……………(時局課)一九頁
- 農業保險の概要……………(農産課)二二頁
- 縣立機械工訓育所の開設に就て……………(商工水産課)二九頁
- 物價調整協力・買物をする人の心得……………(同上)三〇頁
- 青少年學徒に賜はりたる勅語 謄本の傳達式……………(學務課)三三頁
- 昭和十四年度軍事援護事業概観……………(社會課)三四頁
- 蘇・韋殉難十三周年……………(社寺兵事課)三九頁
- 海軍献納飛行機……………(農産課)四〇頁
- 第三次青少年義勇軍……………(社會課)四二頁
- 軍用干草の輸送に就て……………(規畫課)四二頁
- ラミー(苧麻)第二回豫想收穫高……………(統計課)四三頁
- 遂げよ聖戰・果せよ肅選……………(地方課)四三頁
- 第十三回貯蓄債券の賣出し……………(時局課)四四頁
- 滿洲國農業移民應募資集……………(社會課)四五頁

一 票 清 し 國 強 し



國家總動員法に就て

國家總動員法は昨昭和十三年の四月一日を以て公布せられて、現に施行せられてゐる事は既に各位の承知して居られる處である。

近代戦争の特質上、戦は國の兵力の整備ばかりでなくて軍需資材の供給源たる一國工業力、延いてはその軍需工業用原材料の供給力、並にそれに必要な人的資源をもしつかり確保しなければならぬのであつて、國家總動員法の第一條に「本法ニ於テ國家總動員トハ戰時(戰爭ニ準ズベキ事變ノ場合ヲ含ム)ニ際シ、國防目的達成ノ爲國ノ全力ヲ最モ有效ニ發揮セシムル様人的及物的資源ヲ統制運用スルヲ謂フ」とある

のは、れが爲である。

我が國では大正七年歐洲戦争中に軍需工業動員法が制定せられてあつたのであるが、今日これを國家總動員の見地から観れば尙幾多不便の點のあるを免れないので、昨春議會の協賛を経てこれが公布を見るに至つたものである。

現下實施せられてゐる國民徵用、物價統制其の他種々の施設はこの國家總動員法の發動に依るものが頗る多いので、左にこの國家總動員法の主要を記すこととする。

(一) 戰時措置

(1) 勞務

戦争には第一に軍の動員が行はれるのは當然であるがその結果國內勞働力の不足を來すと共に、他面需要の激増する軍需充足の爲勞働力を必要とすることが非常に大となるので、一方に於て勞働力の増加を圖り、他方に於ては勞働の統制を強化し、勞務の需要を調整し勞務の配給

を適當ならしめねばならない。故にこの法律では、前者については勞務力の自由募集に依つて目的を達することが出来ない場合には帝國臣民に義務を課してこれを徵用して必要の方面に従事せしめ、後者には従業者の使用備入及び解雇に關して必要な措置を行ひ得る外、賃金その他の勞働條件に關して、例へば勞働時間の延長を命ずる等の措置を講じ得ることとなつてゐる。又戰時に際しては國家總動員の目的達成を害するやうな勞働爭議は發生するとは考へられないが、萬一の場合を考慮してその豫防乃至解散に關して所要の措置を講じて爭議手段の制限禁止を爲し得ることとなつてゐる。

(2) 物 資

戰時の莫大なる軍需を充足する爲にその需要は遽に増大しても、供給の伴はない物資が出來て來るので、これを調整する爲には重要物資の生産・消費・使用・移動・讓渡・輸出入等を制限し必要によつては政府でこれを使用又、收用し得

ることとなつてゐる。なほ輸出入に對しては此の見地に於ける措置ばかりでなく、國際貸借の改善に資する爲に不急物資の輸入を制限禁止し或は輸出を命じ得ることとなつてゐる。

(3) 施 設

戰時重要施設の運用を政府の統制の下に置き或は進んで政府自ら之が運営に當り得るやう、政府に於て重要施設及び總動員上必要な土地家屋の管理・使用又は收用をし、更に事業の擴充を圖る爲設備の新設・擴張又は改良を命じ、他方物資・勞力・資金等が不急不要方面の事業に吸收せられるのを防ぐ必要があるので、この種の事業設備の新設擴張等を制限禁止し得ることとなつてゐる。

(4) 事 業 統 制

戰時に於ては各般の重要事業につき統制ある行動の必要なことは當然であるが、これに關しては先づ業者の自主的統制に期待すべきこと

より、この自主的統制をして最も國家總動員に適合せしめるやう國に於ても調整する爲、同業者又は關係業者間の統制・協定・變更等につき必要な措置を講じ得るやうになつてゐる。そして更に第二の構へとして同業者又は關係業者をして組合を結成せしめ、共同輸入・共同購入・共同販賣等を行はしめて、事業統制の徹底を圖ることとなつてゐる。

(5) 資 金

戰時に於ける資金需給の適合を圖り、物資勞力等の需給を調整する爲現行臨時資金調整法第二條及第四條の規定の趣旨を擴張して、資金需要の方面については比較的多額の資金を吸収する會社の設立・増資・起債等に付制限禁止を爲し資金の供給方面については銀行・信託會社その他の金融機關の資金の運用に付て所要の措置を執り得ることとなつてゐる。

(6) 物 價

戰時に於ける軍需の調達に資し、一般經濟を

圓滑に進行せしめ、國民生活の安定を確保する爲、物資の價格・運送賃等につきその暴利を取締り、その過當なる騰貴を抑制する等物價統制に關し必要な措置を執り得ることとなつてゐる。

(7) 新聞その他の出版物

戰時に際しては單に軍事外交に止らず財政經濟その他に關しても、國家總動員上の必要ある場合にはこれが掲載を制限禁止し、これに違反した者に對しても必要な措置を講じて國家總動員の遂行の完璧を期する必要がある。

(二) 平 戰 時 措 置

國家總動員はもとより戰時に際して實施せられるものであるが、事項によつては戰時に急速に實施しやうとしてもその目的を達し難いものがあり、又戰時に於ける總動員實施の圓滿適正を期する爲には、平時から相當準備する必要のあるものがある。故に本法案に於ては此等の準

備に關して次の如き規定を設けてゐる。

(1) 國民 登錄

戰時の國民徵用實施に資し、併せて勞務の需給調整の基礎資料を得る爲、平時に於て國民の職業・技術等を登錄して置くことは極めて必要であつて、これが爲國民に所要の申告をなさしめ、當該官吏をして實施に必要な検査をなさしめることとなつてゐる。

(2) 技能者の養成

技能者特に熟練工の如きは戰時に於て不足が豫想せられ、且又これが養成は急速に行ひ得ない性質のものであるから、平時から養成に着手し有事の際の需要に應じ得るやう、學校、養成所等に對して養成を命じ又これ等の者の再教育等に資する爲雇傭主に對しても養成上必要な命令をなし得ることとなつてゐる。

(3) 物資 保有

戰時供給力の十分ならざるを豫想せられる重

要物資については、その貯藏を圖る爲平時から一定の業者に對し保有を命じ得ることとなつてゐる。固よりこのやうな物資については、各種の補填方策が必要であるが、尙不足する物資については平時より保有を考慮することも亦やむを得ない所である。

(4) 計畫の設定及演練

廣汎多岐に亙る國家總動員の實施につき、豫め綿密周到なる計畫の設定を要することは勿論であつて、政府の設定する國家總動員計畫に基づき、細密具體的なる工場に於ける戰時増産計畫等を工場主等をして設定せしめ、又之が演習訓練を行はしめて戰時に於ける計畫遂行に支障なからしめることを期しなければならぬ。

(5) 試驗 研究

國防目的達成上科學動員が戰時に於て特に重要性を有するに鑑み、平時より工場(事業場)事業主試驗研究機關の管理者に對し、此等の施設

に於て必要な試験研究を行はしめることになつてゐる。

(6) 事業 助成

重要物資に就ては前述の如く平時から保有政策を執るのであるが、國內に於ける生活力を整備擴充して置くことは寧ろ根本的の重要事であるので、此等の物資の生産又は修理の事業者に對し、一定の利益を保證し又は補助金を交附してその事業の助成を圖り、必要に應じ生産・修理をなさしめ、又は必要な設備をなさしめ得ることとなつてゐる。

(7) 補 償

本法の施行により國民に對し特別の損失を與へることは當然と考へられるので之に對しては政府に於て補償することとなつてゐる。而して備償額の公正を期する爲、之を決定する場合には官民の代表者よりなる總動員補償委員會の議を経るのである。



農業保險の概要

一、農業保險制度の必要

政府は去る第七十三議會の協賛を得て農業保險法を制定し、水稻・桑・麥類等の農作物に關する保險制度を實施してゐる。

農業はその生産過程に於て暴風雨・旱魃・洪水・浸水・凍結・降雹等各種の自然界の事象によつて影響を受けることが非常に多く、昭和元年より昭和九年に至る九ヶ年の平均では水稻の被害反別約五十萬町歩、その被害金額六千九百萬圓、桑の被害反別約十萬町歩、その被害金額一千萬圓、其の他の農産物を合せて被害反別百萬町歩被害金額一億一千萬圓に達するのである。この外農耕地の被害も頗る多く、昭和元年より昭和十年に至る十ヶ年間の平均では、被害反別一萬

00571

四千町歩、その被害金額は一千二百萬圓となつてゐる。

ところが一方わが國の農業經營はその規模が極めて小さく、農家の經營も彈力性を缺いてゐるため、不慮の災害に備へるための多額の貯蓄をする餘裕がないので、かうした災害に因る損失に堪へて翌年の農業生産を支障なく繼續しその經濟に破綻を來さないやうにすることは誠に困難な實情にあるのである。それは應て農家負債の原因となり、又は小作爭議を誘發し諸般の農村對策の効果を抹殺減退させる事にもなる。

このやうな農業災害に對する政府の對策としては、大体に於て災害の豫防と損害の補填軽減との二方面施設が行はれてゐるのであつて災害豫防施設としては災害防止林・治水事業・用排水工事・品種改良・病蟲害の驅除豫防等の方策が講せられて居り損害の填補軽減施設としては罹災救助基金制度・災害地の地租免除・預金部特別資金の融通その他が行はれて居る。この種の施設として最も有力なものは農家の自主的災害救

濟施設たる農業災害に關する保險制度であるのであるが、我が國では家畜・山林・漁船等に關しては夫々保險制度が實施せられてゐるに拘らずこの農業災害特に農作物・農耕地の災害に關する保險はこれまで實施せられずにあつたものである。

### 二、本制度の構成

本制度では原則として郡市區域の農業保險組合をして元受保險事業の經營に當らしめ、道府縣區域の農業保險組合聯合會をしてその再保險事業を行はしめ更に政府が農業保險組合聯合會の再保險事業を管掌する三段の構成を採つてゐるのである。

元受保險事業の經營主体たる農業保險組合は相互組織の團體で、その組合員は市町村農會(地方の實情に依つては養蠶實行組合を認む)としてゐる。このやうに農業保險組合の組合員を個々の農家としないうで農村團體としたのは、從來これ等の團體が農家の災害救濟を行つて來たこと、行政上の事務取扱、法律關係の處理等の

00572

簡易化を期するためである。

即ち本制度では組合員たる市町村農會又は養蠶實行組合は、その組織員たる農家に對して共濟事業を行ひ、組織員たる農家はこの共濟事業を通じて保險の利益を受けることになる。又農業保險組合は組合員がこの共濟事業により組織員たる農家に對して負擔する責任即ち共濟責任を保險することになる。

農業保險組合の事業の區域は、危險の分散の見地からすればなるべく、廣汎なほどよいのであるが、一方事業遂行の圓滿を期し、又相互監視による道徳的危險(怠慢・技術の拙劣・不注意等の爲に收入を減じながら保險としての填補を得ようとする如き危險)の防止の必要から郡市程度の區域としたものである。従つて危險の分散は府縣區域による再保險事業によつてこれを行ふこととなるものである。

この保險の再保險は先づ農業保險組合聯合會に於て、元受保險金額の七割につき再保險を行ひ、この範圍内で當該聯合會の區域内に於て、

通常災害と見るべきもの、即ち聯合會の區域で危險分散が可能な限度に於て責任を負ひ、異常激甚な災害については政府が更に聯合會の再保險に對して再保險を行つてその全國分散を圖ることとして居り、再保險はその必要上いづれもこれを強制してゐるのである。

### 三、保險の對象となる農作物及び災害

農業保險はすべての農作物及びその災害を對象とすることが望ましいのであるが、本制度では先づ農家經濟の主要な收入の源泉をなすもの全國的に廣く作付せられてゐるものを選び、當分の内水稲、桑及び麥類としてゐる。

又保險の對象となる災害は、危險分散の適當なもの、道徳的危險の少ないもの、損害評價の容易なものを選び、水稲については風水害・旱害・電害及び一定の植物病、桑については風水害・旱害・電害及び凍害・電害、麥類については風水害・旱害・電害・雨害及び濕潤害としてゐる。

00573

試みに水稻、桑及麥類の生産額が、農産物の總價格中に於て占める割合を見ると、昭和六年から昭和十一年迄の五ヶ年間平均は約七割であり、又主要農産物栽培面積に對するこれ等の農作物の作付反別は、昭和元年から昭和十年まで十ヶ年の平均に於て約八割になつてゐる。

なほ前述の農作物の災害は、水稻は本田移植期から收穫期に至る期間、桑は發芽期から晩々秋蠶上簇期に至る期間、(但し春蠶専用桑園にあつては發芽期から春蠶上簇期に至る期間) 麥類は發芽期から收穫期に至る期間に發生した災害に限ることとなつてゐる。

#### 四、保 險 金

保險金額(農家に對する市町村農會又は養蠶實行組合の共済金額)は原則として、水稻は反當自作二十圓、小作十圓、地主十圓、桑は反當自作小作各々二十圓、麥類は反當自作小作各々十圓としてゐる。

農業保險金額は耕作者に於ては農作物の收穫

高を、地主に於てはその小作料額高を標準とするのを理想とするが、本制度では差當り農家の負擔額を考慮して、耕作者についてはその生産のために投下する反當現金支出額を、地主については耕地の反當土地負擔額を標準として決定せられてゐるのである。この金額を格的に一定金額とせられた理由は、主として保險の取扱を簡易にするためである。しかしながら農家の負擔能力の如何、反當收穫量の多い地方等特別の事情を考慮する必要がある場合は、右の保險金額の倍額まで増し、或は半額まで減することと認めらるゝこととしてゐる。

そして農業保險は、保險の對象たる農作物に三割以上の減收のあつた場合に支拂ふこととしその支拂額は豫め農作物の減收程度に應じて累進的に決定されてゐる。一例として反當保險金額二十圓の場合を記すと、減收程度三割乃至五割未滿の場合二圓、五割から六割未滿三圓、六割から七割未滿六圓、七割から八割未滿十圓、八割から九割未滿十四圓、九割から十割二

00574

十圓である。

なほ水稻については地主をこの制度中に包含させ、小作料の取得に關する保險を認めてゐるが、この理由は水稻の小作關係については公益的色彩の強いものが多く、地主にも亦天災に依る小作料取得上の危険があるからである。

#### 五、保 險 料

保險料は農家の醸出金額に直接の關係があるから、出來得るだけ公平にする必要がある。

さて保險料率の決定は大正七年以後の被害統計を基準として、これに農業氣象・地勢・用水關係・河川の狀況等を考慮して行ふ方針である。

保險料に相當する金額の支拂については、なるべく農家の便宜を圖るためその徵集時期は農作物の收穫期とし、又豊作等の場合に一定の範圍内でこれを増額徵集して、これによつて凶作等の場合の輕減に充當する等の途を開くこととしてゐる。

なほ保險料の低減を期する爲に、災害を道府

縣毎に通常のものゝ異常のものゝに區分して保險料率の算定をすることとし、本制度の保險事業の構成もこの點に照應するものである。

#### 六、損 害 評 價

損害の評價・肥培の管理・その他耕作狀況の調査等は、農業技術者や經驗的技術を有する農業者で組織する評價委員會に當らせるのであるが農業保險では損害評價は農業災害の性質上特別の技術經驗を必要とし、又その評價の及ぼす社會的影響は頗る廣汎に互るから、その人選は特に慎重に行ひ、損害評價の適正妥當を期する方針になつてゐる。

#### 七、保 險 に 關 する 強 制

この制度に於ては保險に關して種々な強制の制度が設けられてゐる。その一つには農業保險組合及同聯合會の設立、又はこれへの加入の強制が認められてゐることである。これは主として農業保險の社會的性質に基くものである。

その二つには保險の目的に關する強制であつて、保險の對象物たる水稻、桑等の種別について自由に選擇して保險に付けることを許さず、その總てを保險に付せしめることとして居り、これは主として保險經營上の必要に基くものである。

### 八、共濟制度

保險の對象となる農作物は前述のやうに當分のうち水稻、桑及麥類とし、これ等農作物の災害も一定の種類のものに限定せられてゐるが、將來はなるべく早い機會に於て、今回保險の對象とならなかつたものも出來得る限り保險事業中に採り入れて行く筈である。

差當り本制度に於ては農業保險組合をして共濟事業を行はしめ、これ等のもの(例へば水稻の冷害・陸稻の災害・蠶作の不良等)についても災害救濟を行はしめることとせられてゐる。そして組合の行ふこの共濟事業は多くの場合地方の農作物及び災害が選ばれる關係その他の理

由によつて、農業保險組合聯合會及び政府に於てこれに對し再共濟を行はないこととしてゐる

### 九、政府の本制度に對する助成

政府は農業保險の社會保險的性質に鑑み、その普及發達を圖るため保險料の一部を負擔する外、その他の事項についても相當額の助成が行はれる見込である。

農業保險制度の効果についてはここに更めて詳述を要しないが、その實施は農家經濟を安定せしめ、農家負債の原因を去り、農村社會不安の原因を除くこととなり、ここに初めて農業經營の合理化は促進せられ、農業生産力の維持増進、農家經濟の充實更生が期待されることとなり、しかしてこの事は現下の非常時局に於て益々重要な意味を持つに至つて居るのである。

× × × ×



### 縣立機械工訓育所の開設に就て

今次支那事變の勃發により工業生産力の擴充は飛躍的增加を必要とし、これに伴なつて技術と勞力の不足を感じざるを得ない情勢にあるのである。然れども技能者や熟練工が一朝にして養成し得らるべきものでなく、これ等の養成には相當の期間を要することは論を俟たないのである。

本縣に於てはこの戦時下の情勢に鑑み、八月二十五日縣令第十九號を以て機械工訓育所規程を公布せられたのであるが、この機械工訓育所は一般の工業學校と異なり、眞に勤勞を尊び實務を以て自己の運命を開拓し、國家有用の材となる中堅人物を短期間に養成するを目的とするもので、その訓育は旋盤工、仕上工、鑄工の三科に分れ、各分科の修業年限を一ヶ年とし定員

は五名と定められてゐる。更に各分科を専修したもので仍は上級の技術を修得せんとするものには、別に研究科の設けもあつてこの期間は六ヶ月となつてゐる。入所期は毎年四月、十月の二回で一回に二十五名宛を入所せしめるのである。入所資格は年齢滿十四歳以上滿二十五歳以下の者で高等小學校卒業程度以上の學力を有し、志操堅固で身體強壯な者にして將來機械工として身を立てようとする青年者であつて、査料・授業料は不要であるが修學に要する費用は自辨である。修業後は就職の輔導斡旋をする特典があり、又入所希望者で學資調達の乏しいものに對しては最寄の鐵工組合の委託生として修業せしむる途も開かれてゐる。本年は最初のことである九月五日から二十日までの間が出頭期となつてゐる。

× × × ×



### 物價調整協力

#### 買物をする人の心得

##### (一) 買溜をしないこと

買溜が、物價の不當な騰貴の原因となることは、何時如何なる場合でも變りはありません。國民が、物價騰貴の原因となる買溜を競つてわれ勝にやるやうになると、政府が如何に適切な物價調整施設を施しても物價は鰻上りに騰つて行く一方です。と言つてこの買溜行為は政府が法規を以て取締ると言ふことは實際問題として非常に困難です、切符制度を行ふ以外によい方法はありません。結局國民各自が、進んで買溜行為を排斥すると言ふ心持にならなければ、防げるわけのものではありません。また

個々の國民としても、一種類や二種類の物品は買溜出来るかも知れないが、生活必需品を何から何まで買溜出来るといふ譯には行きません。ところが或る物品について買溜が行はれてゐると云ふ事が世間に擴まれば、それ以外の物品についても順次買溜が行はれて行くやうになります。斯ういふ傾向が募つて行く結果は、折角二三種類の物は買溜めしたが、そのほかに必要なものを買はうといふ段になると、市場になくつてゐるとか或ひはとてつもなく高くなつてゐるといふやうな事になるのです。同じ種類の物を澤山買ひこんで貯へていても、利子もつかなければ誰も褒めてもくれません。どうせ素人が保存するのだから、物によつては質が落ちてくるのが關の山です。そんな事をするよりも、差當り必要なものを最少限度買ふといふことにして置けば、いるものは何時、何處でも適當な値段で手に入ります。買溜のいかに愚かしい行為であるかはおわかりでせう。

##### (二) 極上品や特別品を求めず、普通品で間に合

せること。出来るだけ價格公定品を使用すること。

「自分の金で、自分が極上品や特別品を買つたからつて文句を言はれる筋合はないぢやないか」といふ人があるかも知れません。自分の金自分の金とひと口に言ふが、それが自分の懐に入つてくるといふのは、國のお蔭、社會のお蔭といふことを忘れてはいけません。しかし茲ではそう云ふ見地から極上品を買ふな、普通品で間に合せろといふのでありません。一体極上品とか、特別品とかいはれるものは、多くの場合それを製造する爲に、高い原料や材料、普通品の場合に較べると二倍も三倍もの工賃がかかるのです。假にその原料や材料が輸入品であるとするど國際收支の適合の上からいつても好ましいものでありません。ところで斯ういふ極上品や特別品のかはりに、普通品を製造するとすれば、同じ金額の原料や材料、同じ金額の工賃で二倍も三倍もの數量のものが供給できるので、物の不足が非常に甚しくなつてゐる今日、最も

大事なこと、普通品でいいからこれで以て出来るだけ多くの人の需要を充たして行くといふことです。

製造業者の中には、普通品を澤山つくつて儲けるよりも、極上品特別品を少しくつくつて儲ける方が得であるといふやうな考へを持つてゐるものがあります。ただ儲けるといふ點からだけいへばこれで結構であります。特に輸出する場合などはこれも差支へないのであります。

然し國內では、特に現今のやうな戦時状態の下では、なるべく多くの人に生活必需品が行きわたるやうにするのが一番肝要です。極上品は金のある人は買へるが、一般大衆にはなかく手ごどき難いのです。にも拘らず是非必要な物が無いといふ場合には、やむを得ず極上品を買はねばならぬことになります。

國民の一人々々が普通の品で間に合はせるやうにすれば、製造業者は何もろくに賣れない極上品をつくることを止めてしまふでせう。それだけまた普通品の供給は豊富になり、値段も下



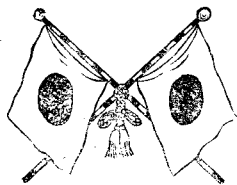
つてきます。さうなれば政府だつて面倒くさい  
統制を行はずに済むといふものです。

今一つ心得てゐてほしいのは、出来るだけ價  
格公定を使用することです。公定價格は政府と  
物價委員會とが各種の事情を考慮斟酌して決め  
たものですから、この公定價格の出来てゐる物  
を求めて居れば、商人などから不當にばられる  
といふ氣遣ひがありません。ところが價格公定  
品があるに拘らず、それ以外の商品を買ふやう  
な傾向が強くなつて行くと、商人は價格公定品  
を取扱はなくなりません。その結果はどうでせう  
言ふまでもなく公定價格制度がない時と同じや  
うに、物の値段は需給關係一つで幾らでも釣り  
上げられるといふことになります。だから買物  
をする場合には出来るだけ價格公定品を撰ぶ事  
が肝要です。

(三) 是非ともなくてはならぬ物だけしか買はぬ  
こと

價格公定品であるからといつて、あまり必要

でないものを無理に買ひ求めるやうな行爲をし  
たのでは、結局物價調整の根本である物の需給  
關係を一層窮屈にするばかりであるから、これ  
は絶対に避けなければいけません。根本を忘れ  
ては如何に制度に忠實であつてもその効果がな  
いばかりか、時には却つて悪い結果を惹起する  
やうな虞さへあります。大切なことは、どうし  
てもなくてはならぬ物だけしか購入しないとい  
ふことです。

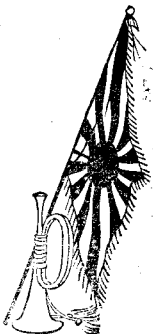


### 青年學徒に賜はりたる 勅語謄本の傳達式

長くも 青年學徒に賜はりました勅語謄本は  
八月十六日文部大臣から専門學校以上、各府縣  
に對し傳達せられ、 本縣でも係員が上

見し拜戴歸縣したので、同月二十二日午前九時  
三十分より鳥取縣師範學校講堂に於て傳達式が  
舉行せられました。舉式には副見知事以下小林  
學務部長、山崎學務課長、その他關係者及師範  
學校長以下各奉戴學校長二百四十四名參列し、  
副見知事から左の各學校長にそれ／＼傳達せら  
れたのであります。副見知事からは特に勅語  
奉戴につき訓示及注意があつて閉式しました。  
各學校長は勅語を奉戴して歸校し、それ／＼拜  
戴式を舉行することになつてゐます。

- 鳥取縣男女師範學校
- 鳥取縣立各中等學校
- 鳥取縣立盲啞學校
- 鳥取市立因幡高等女學校
- 米子市立高等淑徳女學校
- 公立青年學校
- 公立小學校並同分教場
- 鳥取高等家政女學校
- 幼稚園



### 昭和十四年度 軍事援護事業概觀

△法に依る援護

#### 一、軍事扶助法

兵役に服した爲に生活困難となつた者に對  
する扶助の法律である。

#### (1) 扶助を受ける者

(一) 現役兵又は應召下士官兵の家族及下士官  
兵の遺族

(二) 傷病兵の家族、遺族

(三) 傷病兵

(2) 扶助の種類

- (一) 生活扶助
- (二) 醫療
- (三) 助産
- (四) 生業扶助
- (五) 罹災者臨時生活扶助
- (六) 埋葬
- (3) 扶助機關
- (一) 鳥取縣知事 (社會課)
- (二) 補助機關——市町村長

△法に依らざる援護

- 一、軍人援護事業
- 軍事扶助法に依る扶助の及ばない部分に對する一切の援護事業である。

(1) 援護を受け得る者

- (一) 法に依る扶助を爲すことは出来ないが、實際上扶助をせねばならぬ實情に在る者 (内縁の妻、私生子、伯叔父母、甥姪等)
- (二) 小商工業者、小農山漁家であつて家業の經營に支障を來し、生業困難となる虞あるものの業務維持、其の他適當な措置をする必要があるもの
- (三) 法に依る扶助の實施前に應急扶助の必要があるもの
- (四) その他法律に依つての扶助をすることは出来ないが實際上扶助の必要な情況にあるもの

(2) 援護の種類

- (一) 生業援護 (小商工業者、小農山漁家、其の他の自業者、職工日雇其の他の勞務者)
- (二) 軍事扶助法準用扶助 (内縁の妻、私生子)

伯叔父母、甥姪等)

(三) 其他

- (3) 事業主体——鳥取縣 (恩賜軍事援護會鳥取縣支部、愛國婦人會鳥取縣支部をして施行せしむ)
- (4) 出願者其他手續等に關しては、(昭和十三年八月二十日發社第四二五號學務部長通牒に依ること)

二、召集解除者生業援護事業

支那事變發生以來召集解除又は除隊となつた者であつて、召集解除又は除隊後直に生業に復歸する爲援護を要する者に對して援護するものである。

(1) 援護を受け得る者

- (一) 農山漁家、商工業者等自業者及職工日雇其他勞務者並其の家族が次の各號に該當するもの、
- イ、法に依る扶助該當者

(2) 援護の種類

(一) 生業費

生業に必要な器具資料の購入費、生業の爲必要な少額の資本、若くは就職準備の爲必要な資金

就職準備資金は旅費、書類作製費、支度料其の他必要な費用の實費として一人二十圓以内

(二) 生業資金の貸付

中小商工業者其他に對し、眞に生業援護の目的を達成し得る場合に於て恩賜軍人援護會鳥取縣支部が資金の貸付を行ふイ、貸付限度額——一件當五〇〇圓以内ロ、貸付條件

- (1) 利率は年利三分
- (2) 償還期間は据置期間を通じ十ヶ年以内
- (3) 右の外實情に應じて定める

- (2) 給與額——法に依る生活扶助費の限度額に準ず
- 右(一)及(三)の一人當給與限度額は生業費の給與及生活費の補給の爲に支出する金額を含めて鳥取市米子市六〇圓以内、町村は五〇圓以内である。

生業に復歸する迄の準備期間に於て本人並に家族の生活費に不足を生ずる場合、法に依る生活扶助を標準として補給する

イ、農山漁家、商工業者等の自業者(法第十三條の二の規定に依り繼續扶助を受ける者を除く)

- (1) 給與日數——二〇日以内
- (2) 給與額——法に依る生活扶助費の限度額に準ず

ロ、職工日雇其の他労働者

- (1) 給與日數——法に依る扶助繼續日數(二〇日)と合して五〇日以内
- 特別の事情ある場合に限り、法に依る扶助繼續日數(二〇日)と合して三

- (4) 事業主体
  - 鳥取縣——(社會課)
  - 出願其の他手續に關しては昭和十三年八月二十日發社第四二四號學務部長通牒に依る
- 本人又は其の家族であつて疾病傷痍の爲療養の必要ある者の援護を要する者に對して成るべく速かに生業に復歸せしめる爲醫療費を給與するものである。
- 給與の方法——給與決定の方法並に費用の限度は法に依る醫療費に準ずる。

三、軍事援護相談所

出動又は應召軍人の家族並に遺族の家業の經營維持、紛議の調停、其の他身上及び家業萬般に關する相談指導に應ずる綜合的軍人援護相談機關である。

- (1) 種 類
- (一) 鳥取縣軍事援護相談所
- (二) 市町村軍事援護相談所

(2) 事業種目

- (一) 家業の經營維持其の他身上並に家事萬般に關する相談指導
- (二) 恩給、一時賜金等各種恩典又は賜與後の保護に關する相談指導
- (三) 前號各種恩典を繞る紛議の調停
- (四) 家族並遺族の戸籍整理

- (五) 子弟の教育斡旋
- (六) 職業紹介機關との連絡斡旋
- (七) 其の他銃後施行全般に關する相談指導
- (八) 縣軍事援護相談所は市町村軍事援護相談所の指導連絡に當る

四、戰死者遺族援護施設

- (1) 戰死者遺兒育英事業
- 戰傷歿軍人軍屬の遺兒であつて學資が乏しい爲、中等教育又は高等小學教育を受けることが出来ないものに對し、學資を補給して獨立自營の素地を作らしめやうとするものである。

- (一) 補給を受けることの出来るもの
- 戰歿者遺兒並に遺兒に準ずるもの(戰歿者に依り事實上扶養及育英を受けてゐた弟妹を含む)であつて、現に中等學校(中等程度の學科を授ける學校であつて

(二) 知事に於て適當と認めるものを含む) 並に高等小學校に就學中の者

補給の程度

中等學校一人年額二〇〇圓、高等小學校年額三八圓を標準としてあるが、家庭の資力其の他の事情を考慮してその不足額の補給に止める。

(三) 事業主体

鳥取縣——(學務課)

(2) 戦歿者遺族授職輔導事業

戦歿者遺族に對して遺族個々の事情に即應し、之に適する授職輔導を爲し、勤勞精神を涵養し、且つ社會的經濟的に獨立自營の素地を作らせやうとするものである。

(一) 補給を受け得る者

戦歿者の寡婦

養成の方法

全國に幼稚園保母養成所一ヶ所、小學校教員養成所六ヶ所、中等教員養成所一ヶ所設置

(三) 養成人員

幼稚園保母三〇人、小學校教員一二〇人、中等教員三〇人(各人員共全國を通じて)

(四) 講習年限

保母・小學校教員は一年、中等教員(家事裁縫科)二年

(五) 其の他

高等女學校卒業又は之と同等以上の學力を有する志願者中から人物身體を考査の上入所せしめ、尙學資困難なる者に對しては實情を考慮の上必要額を補給する。

(六) 事業主体

厚生省(願書受理其の他手續は社會課に於て取扱ふ)

(2) 教化指導事業

(一) 遺族家族指導囑託設置(厚生省囑託)

イ、事業内容

遺族家族指導囑託は道府縣遺族家族相談指導關係者の督勵連絡に當ると共に、特に遺族の身の上其の他の萬般の相談指導に任ずる。

ロ、事業主体——厚生省

遺族家族指導囑託設置(鳥取縣囑託)

イ、事業内容

市町村に於ける遺族家族相談指導關係者の督勵連絡に當ると共に遺族の相談指導に當る

ロ、事業主体——鳥取縣——(社會課)

遺族家族教化指導事業

イ、事業内容

遺族家族の精神教化指導並に國民の援護精神昂揚

ロ、事業主体——厚生省、鳥取縣

× × ×



蕨・葦、殉難十三周年

帝國軍艦「蕨」「葦」が本縣沖に於て不慮の災厄に遇つて沈没し、水底の水屑となつてから早くも滿十二年を経過して、去る八月二十四日午後九時より境町公園同殉難者忠魂碑前で十三周忌慰靈祭を舉行した。

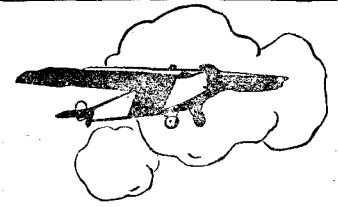
當時帝國海軍聯合艦隊が美保灣に入つたのは昭和二年八月二十二日であつて、同二十四日夕刻同灣を發し、舞鶴へ廻航の途中伯耆沖に於て戦技猛訓練をしたのであつたが時恰も天地晦冥咫尺を辨せず、同夜十一時第一水雷艇隊に屬し

てゐた前記「蕨」「葦」は不幸沈没の奇禍に遭遇し、海軍中佐五十嵐恵氏以下百二十九名は遂に艦と共に海底に没したのであつた。

時移り物變りて茲に十二星霜、今や東亞新秩序建設の大業を完成せんとする聖戦のさなか於てこの慰靈祭を迎へ、寔に哀惜の情切なるを禁じ得ない次第である。

× × ×

### 海軍献納飛行機



事變の進展と共に國民の軍資献納・恤兵献金・慰問品・出動軍人家族への勞力奉仕其の他あらゆる愛國的熱誠のめざましさは云ふも更なる處であるが、中でも陸海軍への飛行機献納運動は實に夥しい數に上つて居るので、陸軍への献納機數は今ここに詳に示しな

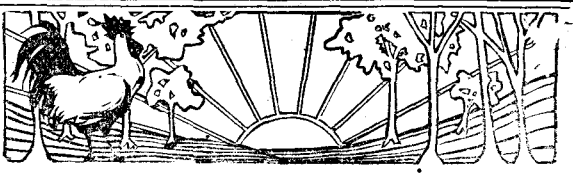
いが、本年七月迄に於ける海軍への飛行機献納數は三百臺を超へて居る。

今これ等多數の献納飛行機の中から本縣に關係の深いものを拾つて見ると、小學校の教育號・中學校の第一第二三中學生徒號・女學校の第一第二女學生號・實業學校の第一第二實業學生號・全國青年團よりの青年團號・青年學校よりの青年學校號を初め、養鷄報國聯盟の全國養鷄號・日本中央蠶絲會の日本蠶絲號・吳海軍鎮守府關係の第一第二吳鎮號・刑務所收容者の献納にかかる至誠號・朝日新聞社より献納の第一乃至第五十三全日本號等枚舉に遑なく、其の他右献納機は全國府縣・大都市を初め大會社・大商店・各種團體・有志者の赤誠の結晶である。

× × ×

### 第三次青少年義勇軍

若き鐵の戰士、滿洲開拓第三次青少年義勇軍に、本縣からは左の五君が参加することとなり、本月二十五日午後三時三十七分鳥取驛發列車で先づ茨城縣なる内原青少年義勇軍訓練所に向つた。



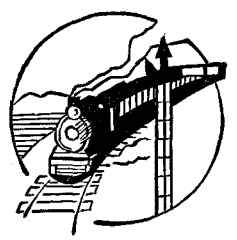
惟ふに今次事變は我が帝國の雄々しい大陸進出東亞新秩序建設の礎石であつて、これが輝かしい完成はさうしても大陸開拓の鐵の戰士の力によらねばならないのである。今後屢々募集せられる義勇軍に對して縣下青少年諸君の奮起を冀求して止まないものである。

義勇軍 參加者

東伯郡由良町 杉川 智頭 夫

同 郡下郷村	三 谷 日 出 頼
同 郡下北條村	井 上 龍 音
同 郡泊 村	石 原 徳 義
西伯郡成實村	恩 部 資 賢

× × ×



### 軍用干草の 輸送について

支那事變勃發以來、北支に中南支に將兵と共に戦闘に又は輸送に寒暑、艱苦をものともせず實に涙ぐましい無言の奮闘をなしてゐる軍馬の寒い期間に於ける馬糧は、内地より毎年多量の干草が輸送せられつつあるのであつて、これが製作輸送も銃後國民殊に農村に於ける一大責務で目下著々何處の町村でもこれが製作中である

本縣では本年輸送を來る九月四日より開始することになつてゐるが、この干草の梱包方法等について次の如く關係者一般に希望してゐる。

(一) 梱包方法

- (1) 一梱の重量は正味五貫五百匁とすること  
但二十疋に計算す
- (2) 一梱の容積は縦二尺五寸位とし可及的容積を少なからしむる様手にて固く結束すること。
- (3) 前年の實績に鑑み輸送中途に於て荷解き無き様、充分壓縮緊括し貨車當の積込み捆數を多からしむることに特に留意すること。
- (3) 繩掛けは前年の通りとし、胴掛け三ヶ所二重廻し縦一ヶ所二重廻しとし各胴掛けに掛戻とすること。  
繩は三分乃至三分五厘繩を使用すること、(手繩の太繩にても可なり)

(二) 集荷並検査方法

- (1) 干草は各部落に於て梱包するを可とす。
- (2) 町村に於ては各部落の下検査をなし、指定期日に指定驛に運搬積込を行ふこと。
- (3) 雨天の運搬に當りては完全なる雨除設備を施し不合格なき様留意すること。
- (4) 町村の集荷時刻は別に定むる計畫の貨車配給時刻までに必ず行ふこと。
- (5) 供出干草は郡及縣の検査を行ふものとす
- (6) 検査合格済のものに對しては、前年の通り檢査合格済のものを附し更に荷札を附すること
- (6) 貨車積込を行ふものとす。

(三) 貨車の配給及發送

- (1) 貨車の配給計畫は縣に於て計畫し、鐵道側と協議し配給す。
- 本年は特に各驛に於ける貨車到着時刻を

- (2) 運輸事務所側と打合せ決定せしものにして、貨車配給を圓滑確實ならしめ供出者の不便を除くことに努めたり
- (3) 貨車配給に就ては郡は豫め發驛と打合せられたること。
- (4) 輸送は前年通り輸送券及半減證を(小口の場合)使用する。

(四) 其の他

- (1) 供出計畫に異動を生じたるときは、貨車配給の都合あるを以て敏速に協議せられ
- (2) 秤量器、白票箋(荷札用)等準備のこと。

遂げよ聖戰

果せよ肅選

縣會議員の選挙がいよいよ二旬の後に迫りました。事變は愈々長期建設の體制に入り、しかも國情は益々緊迫を覺ゆるものがあります。吾等が郷土の勇士達は身命を捧げて國家の爲に活躍せられてゐる時に當り、銃後に於ける吾々縣民は是非肅選を實現することに於て、出動將士の勞苦に對へばなりませぬ。

正を爲したり、或は棄權したりするやうな者があつたならば、其の罪實に萬死に値するものであると共に、一面文明國民としての外國の聞こえに對してもなさない次第であります。縣では九月四日から十日までを「選挙肅正強調週間」とし、講演會、映畫會、ポスター、チラシ、リーフレットによる宣傳、ヒロハンスタツカールの貼付、ラヂオ放送其の他の宣傳を實施し、市町村に於ては祈願祭、講話、街路宣傳行進、映畫宣傳、自動車等による宣傳等をするにとりなつてゐます。

特に同週間の第一日である九月四日午後五時三十分から副見本縣知事ラヂオ放送があることになつてゐますから、皆様が特に注意して聴取せられるやう希望します。

今次縣會議員選挙は昭和十年全國的選挙肅正運動の開始以來第二次の選挙でありまして肅正の實績を徴する好機會でありましてこの様な機會に際しては選挙違犯の豫防、棄權の防止等の消極的な肅正運動に止まらず、更に進んで積極的的政治的徳操及知識を向上し、將來に對する明瞭選挙の基礎たらしめねばなりません。

肅正選挙に對する各位の絶大なる協力を希望して止まない次第であります。

ラミー(苧麻)第二回

豫想收穫高

時局對策の必要資料として本年から新に調査することとなつた食糧作物・軍需作物等の重要農作物の内、ラミー(苧麻)について其の第二回豫想收穫高を八月一日現在で調査しました。が縣下に於ける收穫豫想高は五百四十四貫であります。

本年のラミー(苧麻)第二回作は栽培奨励による作付増加に伴つて前年同期分比べて多少増加の見込でありましたが、六月以降旱天が續いた爲に生育を妨げられて、右のやうな收穫豫想となつたものであります。

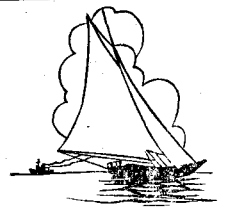


第十三回貯蓄債券の賣出し

東亞新秩序の確立と長期建設の進行に伴ひ、銃後國民の貯蓄は戰時財政の基礎を固め、其の運用を圓滑ならしめる上に益々重要性を加へてゐます。政府は今回更に日本勸業銀行に命じ、來る九月十五日から三十日迄、第十三回割増金附貯蓄債券を左記の條件によつて發行せしめましたが、是が収入金は舉げて國債の消滅、其の他

國力伸展の原動力たらしめることとなつてゐます。貯蓄報國の強調せられる折柄、奉公と趣味を兼備してゐる本債券の購入について、各位の力添を希望します。

- 記
- 一、發行總額 四千五百萬圓
  - (賣出總額參千萬圓)
  - 一、賣入價格 一枚拾圓
  - (償還は拾五圓)
  - 一、割増金
    - 一 等 壹千五百圓
    - 二 等 百圓
    - 三 等 拾圓
  - 一、償還期限 昭和三十二年二月
  - 一、抽籤月 毎年一月、七月
  - (初回抽籤明年一月)
  - 一、賣出期間 九月十五日より三十日まで
  - 一、賣出場所 全國郵便局、主なる銀行、勸業銀行本支店其他



滿洲國農業移民應募資格

- (一) 一年 齡
- 凡そ四十五歳迄、既婚者未婚者を問はず身體頑健なる者。
- 但し徴兵検査未了の者は絶對資格なし。
- 特 技
- 大工、木工、左官、桶屋、ブリキ工、電信工、看護技術者、自轉車運轉手等移住地の建設並に經營に必要な特技を有する者。
- (三) 採 否 の 標 準
- (イ) 左の資格に多く合致する者より採用する

- (1) 衆望を擔ひ將來移住村(區)の中堅となり得るもの
- (2) 特技者は成るべく農耕の經驗あるもの
- (3) 耕作地なきか又は不足せるもの
- (4) 質朴にして意志の強固なるもの
- (5) 農耕に従事したる年數の多きもの
- (6) 勤儉貯蓄の習慣あるもの
- (7) 左記の缺點を有する者は之を採しない。
- (ロ) 身體に疾病あり又は呼吸器病、神經性疾患等の既往症あるもの
- (1) 身體虛弱にして滿洲の氣候風土乃至勞働に堪へざる恐れあるもの
- (2) 飲酒、賭博等の悪習慣あるもの
- (3) 家庭圓滿ならざるもの
- (4) 家族の系累多く單獨渡航の困難なるもの
- (5) 故なくして職業を轉々せるもの
- (6) 特殊事情なき限り農業の經驗全くなきもの
- (7) 特殊事情なき限り農業の經驗全くなきもの

八月三十日發行「週報」並ニ「寫眞週報」掲載内容左記ノ通

週報第百五十號掲載内容

- 一 朝鮮の産業開發計畫 (朝鮮總督府)
- 一 時局と水産業 (農林省)
- 一 事變下の府縣會選舉 (内務省)
- 一 獨ノ關係の變遷 (外務省情報部)
- 一 寫眞週報第八十號掲載内容
- 一 白塔の秋(北京北海道公園)
- 一 内鮮舉つて日の丸のもと
- 一 夏を大陸に
- 一 興亞青年勤勞報國際
- 一 大學學生海軍部隊勤勞奉仕圖
- 一 白の召集令狀
- 一 颱風防衛陣
- 一 家庭急救箱ノ火傷
- 一 お醫者様を呼ぶまで 其二
- 一 鐵脚で六根清淨

選舉するにも

銃さる心

この秋この際

この一票

昭和十四年九月一日印刷  
昭和十四年九月一日發行

發行所 鳥取縣鳥取市東町  
鳥取縣高郡大正村大字古海  
鳥取縣大正村大字古海支所